



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行: 社会保険労務士法人上町労務

〒 540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-8-201

TEL 06-6948-6098 FAX 06-6948-6096 e-mail uemachi-sr@triton.ocn.ne.jp

重要改正 確定

## 令和3年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で正式に決定！

令和3年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。令和3年7月中旬に中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」では、ランクを問わず、全国一律で28円引上げの目安が示されましたが、地方最低賃金審議会の判断で、28円を超える引き上げを行う県もありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

### .....令和3年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧.....

 は改定あり(すべての都道府県で改定)

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
		前年度				前年度	
北海道	889	(861)	令和3年10月1日	滋賀	896	(868)	令和3年10月1日
青森	822	(793)	令和3年10月6日	京都	937	(909)	令和3年10月1日
岩手	821	(793)	令和3年10月2日	大阪	992	(964)	令和3年10月1日
宮城	853	(825)	令和3年10月1日	兵庫	928	(900)	令和3年10月1日
秋田	822	(792)	令和3年10月1日	奈良	866	(838)	令和3年10月1日
山形	822	(793)	令和3年10月2日	和歌山	859	(831)	令和3年10月1日
福島	828	(800)	令和3年10月1日	鳥取	821	(792)	令和3年10月6日
茨城	879	(851)	令和3年10月1日	島根	824	(792)	令和3年10月2日
栃木	882	(854)	令和3年10月1日	岡山	862	(834)	令和3年10月2日
群馬	865	(837)	令和3年10月2日	広島	899	(871)	令和3年10月1日
埼玉	956	(928)	令和3年10月1日	山口	857	(829)	令和3年10月1日
千葉	953	(925)	令和3年10月1日	徳島	824	(796)	令和3年10月1日
東京	1,041	(1,013)	令和3年10月1日	香川	848	(820)	令和3年10月1日
神奈川	1,040	(1,012)	令和3年10月1日	愛媛	821	(793)	令和3年10月1日
新潟	859	(831)	令和3年10月1日	高知	820	(792)	令和3年10月2日
富山	877	(849)	令和3年10月1日	福岡	870	(842)	令和3年10月1日
石川	861	(833)	令和3年10月7日	佐賀	821	(792)	令和3年10月6日
福井	858	(830)	令和3年10月1日	長崎	821	(793)	令和3年10月2日
山梨	866	(838)	令和3年10月1日	熊本	821	(793)	令和3年10月1日
長野	877	(849)	令和3年10月1日	大分	822	(792)	令和3年10月6日
岐阜	880	(852)	令和3年10月1日	宮崎	821	(793)	令和3年10月6日
静岡	913	(885)	令和3年10月2日	鹿児島	821	(793)	令和3年10月2日
愛知	955	(927)	令和3年10月1日	沖縄	820	(792)	令和3年10月8日
三重	902	(874)	令和3年10月1日	全国加重平均額	930	(902)	—

**注意!** 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

要確認

## 保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが可能に (令和3年10月～)

健康保険制度における被保険者証については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていました。しかし、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、令和3年10月1日からは、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが認められることになりました(同制度の高齢受給者証等や船員保険制度の被保険者証等についても同様)。

これを受けて、厚生労働省から、「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」を掲載した事務連絡がありました。主要なものを紹介します。(次ページへ続く)

.....被保険者証等の直接交付に関するQ & A 主要なものを抜粋.....

Q 被保険者証等の直接交付が認められるのは、保険者が支障がないと認めるときであるが、この「保険者が支障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか。

A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。

Q テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいか。

A 省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

★ 企業の事務手続が一つ減ることになりますね。しかし、被保険者証等の返納については、これまでどおり企業を経由して行うことになります。この点には注意が必要です。

重要情報

テレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会のホームページにおいて、「注意情報」として、「新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」というQ&A形式の資料が紹介されています。確認しておきましょう。

.....令和3年9月に追加されたQ & A.....

Q テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。

A マイナンバーガイドラインの安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある」と規定されておりますので、当該措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。

このような取扱いが現行の内部規定に抵触するようであれば、規定を見直すなどにより、適切に対応してください。

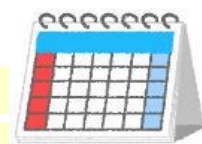
また、本ガイドラインに加え、当該事業者が遵守すべき法令やガイドライン等がある場合には、当該法令やガイドライン等を所管する団体へ問い合わせるなどにより、適切に対応してください。

なお、担当者が使用するPCや通信環境に十分なセキュリティ措置を施していただくとともに、特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための方策を講じていただくなど、本ガイドラインで定める漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。



★ たとえば、事務取扱担当者が、自宅の一室で、一人でマイナンバーを取り扱う事務を行うといったことであれば問題はなさそうです。しかし、特定個人情報等が記録された電子媒体等を会社から自宅に持ち運ぶのであれば、その際に漏えいのリスクが発生します。また、自宅から、会社の特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システムにアクセスする場合でも、通信環境のセキュリティがしっかりしていないと、漏えいのリスクが発生します。

このように、会社でマイナンバーを取り扱うよりもリスクが高くなることが想像されますので、自宅でマイナンバーを取り扱うことを認めるか否かについては、慎重な判断が求められます。



10/12

● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/1

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2022年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未滿の7月～9月分の労災事故について)
- 労働保険料の納付(延納第2期分)

お仕事  
カレンダー  
10月

◆あとがき◆